

IV 報告 市債権の放棄について

様式4

建設防災委員会資料  
令和5年9月15日  
建設局

市債権の放棄について

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[令和4年4月 ~ 令和5年3月 実施分]

	会計区分 〔一般・特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課 (連絡先)
1	一般会計	一般土地貸地料	私債権	1	1,283,551	1号	公園部管理課
2	一般会計	雑入	私債権	1	98,000	1号	公園部管理課
合 計				2	1,381,551		

	会計区分 〔一般・特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課 (連絡先)
1	企業会計	水洗化貸付金	私債権	34	3,007,148	1号	下水道部経営管理課
合 計				34	3,007,148		

〔参考〕神戸市債権の管理に関する条例(抜粋)

(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。